

理事長等の「職務執行状況の報告」の目的について (神奈川県のお考え方)

理事長は、理事会で決定した事項のほか、理事会から委譲された範囲内で自ら意思決定をして、業務執行を行うこととなります。

法人運営に関する執行は、理事会で決定しなければなりません、法人運営に関する業務は膨大であり、その全てを理事会で決定することは煩雑なので、

「日常の業務として理事会が定めるもの」については、理事長の専決事項として、定款細則等で明確にすることで、円滑に法人運営を行おうとするものです。

本来理事会で決定すべき事項を理事長専決で行うという性質から、理事長は定期的に、「職務執行状況」を理事会に報告しなければならない（社会福祉法第45条の16第3項）とされています。

これは、理事会による理事長の職務の執行の監督の実効性を確保することが重要（「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項」第3章第1節から）であることから、貴法人の定款にも規定されています。

よって、理事会への職務執行状況の報告は、確実に実行する必要があります。

報告を丁寧に行うことにより、法人運営を円滑に実施するにあたり、「具体的な事務手続きをどのようにしているのか」について各理事に理解いただくとともに、法人の運営に関わりを深めていただくことで、法人と理事との信頼関係が深まるものと考えています。

特に、外部理事の中には、他の社会福祉法人の役員等に就任されている方もあり、それらの社会福祉法人の取組みについて、参考となる意見をいただけることも期待でき、理事会における意見交換が活発になり、より良い法人運営に結び付くこととなります。この意見交換を着実に行うことができるよう、

報告は、必ず対面開催による理事会で行う必要があります。

- ☞ 社会福祉法第45条の14第9項によって準用される
一般法人法第98条により、報告の省略はできません。

また、報告は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上行う必要があります。

社会福祉法

第45条の16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。
3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

これは、単に「毎会計年度2回以上」としてしまうと、例えば6月と8月に報告したのでは、8月の報告分については、その内容はわずかであり、残りの期間（約10月）については報告がない状況になるので、「4箇月を超える間隔」とされています。

このため、6月（決算）、12月（補正）、3月（補正・予算）と、定期的に3回の理事会を開催する場合、12月と3月では、その間隔が4箇月を超えませんが、6月と3月に着目すると、「4箇月を超える間隔で2回」を満たすので、むしろ、理事会の度に執行状況を報告していただきたいと考えています。

